

配分金規約

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人栄町シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

(配分金の支払い)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、会員との合意によって、指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うものとする。ただし、会員から申し出があった場合は、現金で直接その全額を支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、発注者から代金回収後、その配分金を毎月1回、翌々月5日に支払うものとする。なお、支払日が土曜日、日曜日、または国民の祝日に当たる場合は順次繰り上げるものとする。

(配分金見積基準の決定)

第4条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

(配分金の減額)

第5条 会員と顧客間に於いて、請負内容と成果の齟齬や接遇対応の苦情等を基に、顧客より配分金の減額もしくは支払いを拒否された場合、状況を勘案して、かつ会員の責任度合によって、次に掲げる減額基準により配分金の減額を、理事会において決する。

- (1) 減額率 100%
- (2) 減額率 80%
- (3) 減額率 50%
- (4) 減額率 20%

2 減額率は、理事会において会員の利益に比重を置いて、弾力運用をすることができる。

(規約の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会で報告するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人栄町シルバー人材センター設立日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月19日から施行し、同日より適用する。

附 則

この規則の改正は、平成25年8月8日に施行し、平成25年10月1日より適用す